

環境報告書（案）の事前質問とその回答

令和4年7月作成

表記に関すること、いただきましたご意見は、担当課にも提供し、環境報告書作成の参考とさせていただきますので、一覧からは除かせていただきました。ご承知おきください。

p.4

樹林地面積

Q1

令和4年度目標が67.0haとなっていますが、これは非常にハードルが高いと思います。取り組みとして「市民の森」のあり方を再検討するとありますが、それだけで達成可能なのでしょうか。そもそも「緑を守る施策により指定された樹林地」以外の樹林は現在、鶴ヶ島市内にどの程度存在するのでしょうか。

市内では小さな樹林がどんどんなくなっているように思われます。個人所有の土地なので難しいと思いますが、こういった樹林を保存することは考えられていますでしょうか。

「ふるさとの森」というのは何か、教えていただけますでしょうか。

Q2

最後の行に「再検討します。」とありますが、誰がどのように、ということが書いてありません。もし可能であれば少し触れたらどうでしょうか？（3ページの下から2行目には、「施設緑地を……分析し」と具体的に書いてあるため、それとの違いを感じました。）

A（都市計画課）

樹林地面積の目標67.0haについては、「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づき設定され、その目標値については、協議し見直す必要があります。

市は、樹林地全体を管理していません。その一部の「市民の森」の維持管理、内容としては「保全」・「活用」・「高木、老木の対応」についての検討を行っています。

個人所有の樹林地については、所有者の思惑により開発等がなされるため、維持が困難であると認識しており、その決定も所有者に委ねられている部分であると認識しています。

「ふるさとの森」については、県の制度で日枝神社・高德神社が指定されていたようですが、現在はありません。

p.6

二酸化炭素排出量

Q

最後の行「重要です。」で終わっており、どういう対策をしてCO2削減をするのか書いてありません。42ページと関連しているとは思いますが、

例えば、「埼玉県エコライフ DAY」への参加を勧める、なども良いかと思います。

A（生活環境課）

市では、令和3年度の二酸化炭素削減対策として、道路照明灯、小学校体育館のLED化を実施しました。これにより、鶴ヶ島市役所で排出されている温室効果ガスの約7%が削減され、来年度が最終年度となっている「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」の目標は達成される見込みです。

市全体では、環境団体の皆様と協働して地球温暖化防止、温室効果ガスの削減等のため省エネや緑のカーテンの普及・啓発等を実施してきました。しかしながら、啓発だけでは、政府目標である2030年度の市域全体での2013年度比46%減、2050年度のカーボンゼロを達成は困難な状況です。第3期計画においては、引き続き様々な主体が参加した啓発活動とともに、新たに補助金などを含めた温室効果ガス排出量削減に向け具体策を検討していきます。

p.7

市民1人1日当たりのごみ排出量

Q1

生ごみ処理器キエーロの販売を数年前からしていると思いますが、購入した方は現在もごみ減量のために使用していますか？していると思われますか？

高い物を4000円位で使ってもらっているのですから使用状況を数年間は追跡調査する必要があるのではないかと思います、いかがですか？

もう少し安いものでもっと多くの人に使ってもらえる物を考えたら良いかと思いますが、如何ですか？

A（生活環境課）

生ごみ処理器キエーロにつきましては、原価が20,000円となっており、森林環境譲与税を活用することでご購入される方の負担金額を4,000円と設定しています。屋外で黒土を100Lほど入れて使用するため、しっかりとした作りの物が必要となります。キエーロの普及を進めている近隣市の金額も参考に設定していますが、今後、状況に応じて負担金額の変更もあり得ると考えています。

キエーロ購入者への追跡調査につきましては、現在、平成30年度から令和2年度までにご購入いただいた方々へ、アンケート調査を行っています。アンケート調査の結果も踏まえながら、今後も皆様にキエーロを使い続けていただけるよう、ホームページ等を使って周知をしていきます。

Q2

食品ロス削減の講演会についてですが、これはエコ鶴市民の会で実施したと思います

が、今後このような講演会は市でしていただけないのでしょうか？

A（生活環境課）

食品ロスの講演会につきましては、エコ鶴さんに主催していただきましたが、生活環境課も協力し、企画、立案から一緒に関わらせていただきました。今後もエコ鶴さんと共に、様々な講演会を行っていきたいと考えています。

p.11

河川の水質基準達成

Q1

「SS が仮比較の基準を超過しています」の SS は「浮遊物質」ですが、マイクロプラスチックでしょうか？

A（生活環境課）

SS の示す浮遊物質に含まれるのは、主に、巻き上がった砂や小石、排水に含まれる有機物等であること。マイクロプラスチックが SS の値に影響を及ぼす可能性がないといえませんが、当市の水の採取地点では、上流を含め、川の流れが緩いためその影響はないと考えられることを委託業者に確認しました。

Q2

河川の水質検査の件ですが、雷電池児童公園下の環境基準があまり良くないようですが、雷電池児童公園で裸足になって水遊びをさせていますが、支障はないのですか？

A（都市計画課）

雷電池の水は、下から湧いている地下水が主となっています。遊水エリアとしての想定をしていませんので、池の水については、検査をしていません。

水質の調査地点は、狭い水路の生活排水と池の水が合流する地点です。水路の上流は下水道の整備が進みましたが、依然として単独浄化槽が多い地域でもあります。引き続き下水道への接続を坂戸、鶴ヶ島下水道組合が啓発していきます。

Q3

河川の水質で、「人の健康の保護に関する環境基準」の有害物質については河川法の適用を受けないため対象外という認識でよろしいですか。

A（生活環境課）

お見込みのとおりです。

市内の「川」は法律上は河川法に位置付けられた河川ではなく、道路建設課の管理する水路または坂戸、鶴ヶ島下水道組合の管理する雨水幹線となっています。

そのため、水質調査の実施義務はないものの、市内の川の経年の変化をみるために独自に4

つの指標の検査を実施しています。

p.12

地下水の環境基準達成

Q

地下水で総水銀が 0.0005 未満となっていますが、検出限界以下という認識でよろしいでしょうか。

A（生活環境課）

お見込みのとおりです。

p.13

騒音・振動の環境基準達成

Q

騒音について、経年変化はどうなっていますか。基準をクリアしている地点でもぎりぎりですし、増加傾向があるとしたら、対策が必要と思います。

A（生活環境課）

第2期計画期間中で、環境基準の超過がみられた地点は、国道407号の2地点（夜間）となっています。道路の舗装状況により、増減はありますが、増加傾向はありません。

騒音の測定は、その性質から一番大きい音に数値が引っ張られる傾向があります。

No. 8の交通量のデータを見ると、大型車の少ない時間帯は、19時から2時までであり、その時間は時間帯別騒音を見ても少ない状況です。

大型車が動き出す2時くらいから徐々に数値が上がり始めて、No. 7であれば、5時～9時、No. 8であれば、4時～7時にピークを迎えます。

交通量は、6時から20時まで大きく変化がないことから、騒音の数値に一番大きな影響を与えるのは大型車です。

No. 8の地点は、今後バイパスができることにより、大型車がバイパスに流れ、騒音の数値が減ることが予想されますが、No. 7については現状、減少する見込みはありません。

今後も、調査を継続し、要請限度の値を超えないように見守っていきます。

※過去5年分のデータ

No. 7 脚折町5-5（夜間）

	R2	R1	H30	H29	H28	環境基準	要請限度
騒音(dB)	68	68 (三ツ木)	67	66 (三ツ木)	66 (三ツ木)	65	70

No. 8 高倉 1 2 4 6 - 3 (夜間)

	R2	R1	H30	H29	H28	環境基準	要請限度
騒音(dB)	66	65	67	67	67	65	70

p.19

アライグマ防除事業

Q

令和3年度の鶴ヶ島市内捕獲頭数が83頭と令和2年度から比較すると25頭増という数に驚きました。毎年確実に捕獲数が増加していることに対して、p45の令和4年度の取組計画に生活環境課からの危機感を感じられないのが残念です。今年度さらなる対策の検討などの話し合いがなされたのかが知りたいです。

A (生活環境課)

アライグマ防除事業については、県の埼玉県アライグマ防除実施計画に従って実施しています。県全体でも、図のとおり捕獲頭数、生息域ともに拡大しています。

令和3年度から新たに、東京電力と協力してアライグマが多いと思われる東京電力新所沢変電所に重点的に防除を実施しています。令和3年度の捕獲頭数の増加はそれによるものと分析しています。

令和4年度は、6月末時点で8頭で前年同月比-26頭となっています。

はこ畠の稼働数は、昨年度と変更がないため、昨年度の重点的な防除の効果が一定程度出ているのではないかと推測されます。市としても捕獲圧を緩めることなく、今後も実施していく予定です。

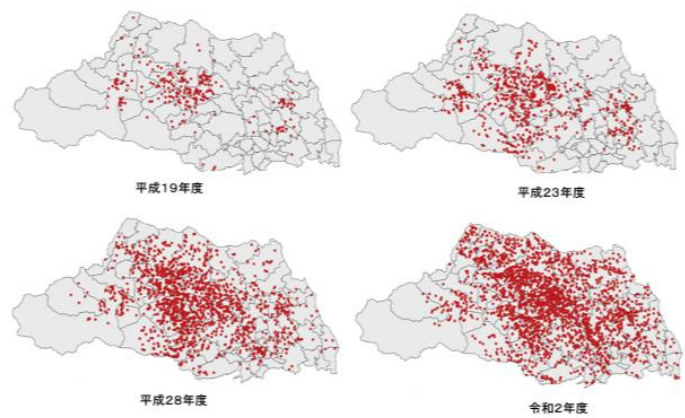


図1 アライグマの捕獲地点

出典：埼玉県アライグマ防除実施計画

p.20

都市農業保全事業

Q

「農地の有効利用を促進するため、農業法人や企業、NPO 法人などによる農地利用を促進し、耕作放棄地対策を進めました。」の具体的な方法や進捗状況を教えてください。特にこれまで関わってこなかった人たち（農業事業者以外）が関われるような試みが行われているかどうか教えてください。

A（産業振興課）

農地の耕作放棄地や貸し希望のある農地の情報を川越農林振興センターに情報提供し、農業法人や企業、NPO 法人へのマッチングのための情報提供を行うとともに、市としても、企業等から直接問い合わせを受け、耕作放棄地を活用してもらうために現地等を紹介してきました。

令和３年度の相談件数は４件あり、地理的条件や新型コロナウイルスの影響による事業拡大の判断の延期等を理由に、現在も協議継続中です。

農業事業者以外が関われるような試みにつきましては、これまでに新規就農を希望されている方や障害者の雇用につなげる農地活用事業を展開している法人へ農地を紹介し、耕作放棄地対策を進めてきました。さらに、現在、協議中の企業の中にも、障害者の雇用につなげる農地活用事業を展開している法人もあり、今後も協議が整うよう調整していきます。

p.21

緑を保全する仕組みの検討

Q

令和３年度に入手した具体的な情報等を記載してください。

A（都市計画課）

埼玉県（みどり自然課）等から来る文章を指します。

p.24 及び p.50.

太陽光発電システムの利用

Q 1

太陽光発電システムの利用について、内容は昨年と一緒に予算もついていないのは積極的に市で太陽光発電設置の新規拡大や節電への取組をやらないで今実施できているところで十分だという考えだとも感じられてしまいます。さらなる新規拡大や節電の取組はしないのですか。

Q2

本内容は、p.24 の令和 3 年度実績内容と同一であり、令和 4 年度導入予定施設の記載が望ましい。本テーマは、最重要課題であり、市として中長期計画及び予算化し推進を期待します。

Q3

太陽光発電システムも、公共施設や工場・会社など昼間電力を消費することが多い場での積極的設置・利用を考えていくようにしてはいかがでしょうか。

A（生活環境課）

環境省が発表している市町村別の自治体排出量カルテによると、太陽光発電設備の設置容量は、令和 2 年度時点で、11,901KW であり、これにより、市域におけるエネルギー全体の約 5.3% が賄われている計算となっています。

令和 4 年度の公共施設での導入予定はありませんが、政府目標である 2030 年度の市域全体での 2013 年度 46% 減、2050 年度のカーボンゼロを達成するために、第 3 期環境基本計画の策定と併せ、公共施設・事業所・家庭それぞれの導入促進に向けた補助金などを含めた施策を検討していきます。

Q4

「再生可能エネルギーの有効利用を図る」というのは良いことだと思います。しかし一方で太陽光発電や風力発電による自然環境の破壊も問題になっています。再生可能エネルギーと自然環境との調和に関する方針がありましたらお聞かせください。

A（生活環境課）

太陽光発電については、売電単価の減少により、大規模なメガソーラー等の設置は、国全体としても減少傾向にあります。

当市としては、山林や農地への太陽光発電設備の設置要件が緩和される「促進区域」の設定などは考えていません。

風力発電については、環境省の REPOS（再生可能エネルギー情報システム）によると当市内のポテンシャルは 0 となっており、設置自体が想定されていません。

Q5

「太陽光発電システムの利用」、「雨水の利用」などで予算額と決算額が「－円」になっていますが、ゼロ円という意味でしょうか。

A（生活環境課）

お見込みのとおりです。

p.26

野菜残菜や落ち葉、給食残菜等の堆肥化

Q

「学校給食の残菜の堆肥化」はだれがどのような形で行ったのですか？説明が少しあるとよいと思います。

A（学校給食センター）

学校給食センター内の厨房脱水機で脱水、減量化し、その後、寄居町にある堆肥化工場に運び、約8か月かけ堆肥にします。

堆肥は、学校給食センターに納品され、市内小中学校の菜園などで利用されています。

p.26.及び p.52

雨水の利用

Q1

雨水の利用について、各施設で雨水を活用しているとありますが具体的にどこの施設でどのように雨水を貯めて活用されているのでしょうか。小、中学校でも雨水利用ができるようにさらには個人や企業でも促進できるように雨水タンク設置の補助金等を検討いただけると市内での取り組みが広がると思います。そういったビジョンをぜひもってほしいです。

Q2

内容欄に、雨水を活用し、資源の循環を推進しました。とあります。具体的に、実施施設名、内容等を記載してください。

A（生活環境課）

雨水タンクは、第二小、西市民センター、中央図書館で導入されています。

雨水の利用は、雨水タンクでの利用の他、各学校のプールにたまる水を散水に利用する等しています。

雨水タンクの補助は平成27年度に実施をいたしましたが、申請が1件と低調であったため、その後は実施していません。

p.34 及び p.55

環境事務研究会における研修、情報交換

Q1

書面での開催とはどういった開催方法でしょうか。また今まで積極的な他市町村との連絡や情報交換はどのような方法で行っているのか具体的に知りたいのと、生活環境課で情報交換をもとに参考にしたい内容があったか聞きたいです。

Q 2

評価欄に、書面での開催となりました。とあります。出来ましたら、主な情報交換内容の記載があるとよろしいかと思います。

Q 3

地球温暖化防止等についての研究・情報交換等をしている場はありますか。

A（生活環境課）

環境事務研究会は典型 7 公害を中心に各市が公害問題にどのように対応し、解決したか等事例発表をしている場となっています。書面開催とは、その事例発表の資料を各市町村で共有することで実施しました。事例については、同じような事例の問題があったときに事務の参考にしています。

新しい事業の情報については、国・県からの情報提供のほか、環境省の各補助金等の内示一覧に記載された市町村に連絡を取る等して収集しています。

上記のほか、令和 3 年 4 月 1 日に設置しました気候変動適応センターとして国・県の気候変動適応センターでの研究事例なども収集しています。

p.38

道路・水辺のサポート事業

Q

「制度に登録しないで自発的に美化・清掃活動を行っている個人、企業が見受けられますので、」のところについて、制度とはどのようなものか、どのように登録を進めてきているのかが知りたいです。

また道路建設課はその個人や企業が特定でわかっているのであれば個別対応で制度があって登録してくださいといったお声がけをすすめないのか気になりました。いいことをしているのに登録していないことが悪いことのようなマイナスな文章です。

A（道路建設課）

市が管理する道路及び水路において、ボランティアで美化・清掃活動等を行う団体等をサポーターとして募集し、市民と行政が協力して地域環境の向上を図り、且つ良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的にした制度です。サポーターに対して物品の提供・貸与、保険への加入などの支援をしています。

登録の周知方法については、市ホームページで行っております。また、今年度は広報誌へ掲載することでさらなる周知を行う予定です。

p.42

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

Q

市民一人1日当たりのゴミ排出量810gとありますが、令和3年度は794gと減少した流れがあって今年度はさらに減らす積極的な思いが聞きたいと思いました。目標数値をさらに下げて挑戦していく勢いが欲しいと感じました。そこについて聞きたいです。

A（生活環境課）

810gの目標値は、第2期環境基本計画の最終年度の計画目標値であり、単年度の目標値の設定をしていません。第3期環境基本計画策定においては、さらなる削減目標の設定を検討しています。

p.56

環境教育施設「e コラボつるがしま」を活用した環境学習

Q

環境教育施設「e コラボつるがしま」を活用した環境学習について、今年度からの計画になるのかと思います。生活環境課で年間カリキュラムのような具体的にどんなことをいつやっというように計画しているのかが聞きたいです。

A（生活環境課）

e コラボを活用した環境学習は、開設時から実施されており、今年度からの事業ではありません。

今年度においては、e コラボの管理運営を委託されている NPO 法人 鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会が中心となって、地域の小中学校を主な対象としてサイエンス教室を実施しています。今年度も、5月・7月・9月・11月・1月の計5回を予定しています。

p.56

こどもエコクラブへの支援・連携

Q

こどもエコクラブへの支援・連携について内容が記載されていません。どのような計画があるのか教えてください。

A（生活環境課）

こどもエコクラブの活動は、4つの児童館で実施しています。国・県からの情報提供や6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間を活動発表の場として提供しています。

ページなし

気候変動・カーボンニュートラルについて

Q

昨今、気候危機と言われるほど気候が極端な様相を呈してきました。

夏場では猛暑日が増え、外に出ることに命の危険を感じ、家の中でさえ冷房を効かせなくてはいられなくなってきました。

一方、電力需要がひっ迫していると節電が要請されています。

2020年10月26日、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

この状況の中なのでもう少し積極的な目標を掲げてはいかがでしょうか。

A（生活環境課）

今年度策定予定の第3期環境基本計画においては、温室効果ガスを46%削減する政府目標との整合性を図った具体的な目標設定を行う予定です。

また、気候変動については、県内他4市ともに、県センターと共同して令和3年4月1日に県内1番目に気候変動適応センターを設置し、主に暑熱対策について研究情報発信をしています。令和3年度は、県センターと共同で高齢者の暑熱対策の実証実験を市内で実施しました。今年度も引き続き実証実験を進めていく予定です。

里山の自然を守るについて

Q

「里山の自然を守る」について、そもそも里山とは人々の生活と結びついた存在ですので、この点についての長期的ビジョンがありましたら、お聞かせください。

A（産業振興課・都市計画課）

市としての長期的なビジョン等はありません。

特定外来種について

Q

外来種問題について、特定外来生物のオオキンケイギクが、花が美しいことから大切にされ、栽培されていると見られかねない状態になっていることがあります。ご承知の通りこれは外来生物法により栽培が禁止されています。市民に対する啓発が必要と思いますが、いかがでしょうか。また特定外来生物ではありませんが、近年ナガミヒナゲシやアメリカオニアザミが急激に増えていますが、対策についてお考えでしたらお聞かせいただけると幸いです。

A（生活環境課）

市内でも繁茂が確認されている特定外来生物に指定されているオオキンケイギク、生態系被害防止外来種に指定されているアメリカオニアザミ、要注意外来生物に指定されているナガミヒナゲシ、ブクサについてはホームページにページを作成し、時期になると啓発のためトップページのおしらせ欄に載せるなど積極的に啓発をしています。

ごみ収集について

Q1

ペットボトルの取り残し、収集しないケースが目立つ。キャップや包装ラベルを取らない、汚れたまま等の不適切な排出によると思われます。

コロナ以前は、集積所の掃除当番の方が整理し、場合によってはスーパーへ持込む等の対策を取っていたこともありましたが、最近は感染の恐れもあり、そのまま放置したままになることが多い。

A（生活環境課）

ペットボトルの適切な分別については、市の広報やホームページにて周知をしています。また、昨年度はごみの分別動画も作成し、ペットボトルの正しい分別方法について、紹介をしていますので、今後も継続して周知を行います。

ペットボトルに限らず、地域のごみ集積所に出された違反ごみについてご相談がある場合、ごみ集積所を使用する方々に正しく分別して出し直していただくよう、お願いしています。

Q2

紙の日に出される資源の多くは、段ボール、新聞紙、雑誌・書籍で、いわゆる雑紙は牛乳パック程度です。お菓子のパッケージやティッシュボックスなどはあまり見ない、多くは可燃ごみになっているのではないかと。もっとPRがすべきではないでしょうか。

A（生活環境課）

ご指摘いただいた資源ごみの中の、雑紙につきましては、令和3年11月号の広報に特集を組みました。特集では、可燃ごみに混ざりこんでしまっている紙・布類についてリサイクルの仕組みや分別のコツなどを掲載しました。また、ホームページでも掲載しています。今後も継続してリサイクルの周知を行います。

道路側溝の汚泥等の処理について

Q

一斉清掃でやって欲しいとのことですが、コンクリートの蓋が重くとても我々ではできない。高齢化が進んでいることもあり市として取り組んで欲しい

A（生活環境課）

きれいなまちづくり運動でご協力いただいている側溝清掃につきましては、市民の皆様にとって負担が大きいというお話は承っています。皆さまの安全が第一ですので、泥等が溜まっても清掃が困難な場合は、市へご連絡ください。側溝の状況を市で確認し、順番に清掃を行うよう調整いたします。

清掃工場移転に伴う要望について

Q

移転に伴い現在の収集日が変更になるのでしょうか。その場合は、できるだけ早めに案内してもらいたい。ただでさえ収集日を守らない人がいるため、変更が定着するまで集積所の管理が大変になる。

また、工場が遠方になるためごみの持込みが不便になり、不法投棄などが増えることが危惧される。何か対策などは考えられているのでしょうか。

A（生活環境課）

現時点で、収集日の変更については、確定していないと埼玉西部環境保全組合からは聞いています。変更等がある場合は、早めに知らせていただくよう、埼玉西部環境保全組合には依頼をしています。

不法投棄への対策につきましては、定期的に市内のパトロールを実施しておりますので、今後も引き続きパトロールを実施していきます。また、不法投棄の多い処理困難物につきましては、市役所を会場とした有料の一斉回収を行い、市民の皆様が処分しやすいような環境づくりを継続して行っていきます。

きれいなまちづくり一斉清掃について

Q

集積箇所について今回、回収カ所数が7から3になりました。従来は7カ所だったので、会員の協力でトラックを調達し、7カ所から3カ所にごみを移動したのですが、中々大変な作業で1時間以上はかかったでしょうか。

経費面など色々な事情がと思いますが、何とか元の数に戻してもらいたいと切に願います。

A（生活環境課）

令和4年度春期清掃につきましては、皆さまのご理解とご協力を承り、ありがとうございました。初めての試みという事もあり、ご不便をおかけしてしまったことは大変申し訳ありませんでした。春期清掃の実績を踏まえた上で、地域での実情に可能な限り合わせた柔軟な対応を行っていきます。秋期清掃の申請時に改めてご確認させていただきます。